

## 木造住宅耐震改修等助成制度のご案内

### 【対象者】

以下の対象住宅の所有者（住宅が共有名義の場合は、共有者全員の合意に基づく代表者であること。借地権者の場合は、土地所有者の承諾が得られていること。）

市町村民税（特別区民税）の滞納がないこと。

### 【対象住宅】

次の1及び2の要件をいずれも満たす住宅

- 1 平成12年5月31日までに着工された市内に存する地階を除く階数が2階建て以下の一戸建ての木造住宅であって、延床面積の過半が居住用であること。
- 2 耐震診断（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）又は一般診断法）を行った結果、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準に適合しない（上部構造耐力の評点が1.0未満相当の住宅）こと。

### 【対象工事】

耐震改修：対象住宅について、精密診断法又は一般診断法による上部構造耐力の評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全である住宅とする耐震改修に係る工事

除却：対象住宅の除却（取壊し）に係る工事（旧耐震基準のみ対象）

旧耐震基準：昭和56年5月31日以前に着工された住宅

新耐震基準：昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工された住宅

### 【助成額】

耐震改修：60万円を上限に、要した費用の2分の1以内

除却：30万円を上限に、要した費用の2分の1以内

（千円未満の端数は切捨て。助成金の交付は、同一の住宅に対して1回を限度とします。）

・耐震改修を行った場合、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置が適用される場合があります。

### 【注意事項】

1 令和9年2月28日までに耐震改修に係る工事又は除却に係る工事を終了すること。

2 同一の住宅に対して、他の補助金等と重複する場合は対象外となります。

3 助成金の交付は、同一の住宅に対して1回を限度とします。

違反した場合は、助成金が取り消しになりますので、ご注意ください。

### 耐震改修とは？

地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修をいいます。耐震改修には以下のような方法があります。

ア 基礎の補強

イ はり・土台・柱・筋交いなどの接合部の補強

ウ 壁の補強

エ 屋根の軽量化

### 除却とは？

基礎を含む現に存する住宅を全て取り壊し、及び廃棄することをいいます。

## 申請の流れ

### 耐震改修等助成金交付 申請書の提出

#### 添付書類

- 助成の対象となる住宅の耐震改修等に係る費用の見積書の写し
- 補強設計書(耐震改修の場合に限る。)
- 建築確認手続の有無の確認を行った建築士の建築士免許証又は建築士免許証明書の写し
- 耐震診断結果報告書
- 申請者が住宅の所有者であることを証する書類
- 申請者が代表者であることが確認できる書類  
(住宅が共有名義の場合に限る。)
- 土地所有者の承諾を証する書類  
(住宅の所有者が借地権者の場合に限る。)
- 申請者の市町村民税に係る納税証明書
- その他市長が必要と認める書類

#### 助成金交付決定通知書の送付

※決定通知書の日付以前に契約をした場合、補助対象外となります。

### 施工業者と契約

### 耐震改修工事 除却の実施

### 耐震改修等完了報告書 の提出

※交付決定を受けた年度内に完了する必要があります

#### 添付書類

- 耐震改修(除却)に関する契約書の写し
- 耐震改修(除却)に関する費用明細書の写し
- 領収書の写し
- 耐震改修(除却)前、改修中及び改修(除却)後の写真
- 工事監理報告書(耐震改修の場合に限る。)
- 建築確認を要した耐震改修にあつては、検査済証の写し

#### 助成金交付額確定通知書の送付

### 助成金の請求

#### 助成金の交付

### 入金確認

不明な点、手続等の詳細は、耐震改修等を実施せずに、まちづくり推進課へお問合せください。

小金井市都市整備部まちづくり推進課住宅係

電話:042-387-9861(直通)